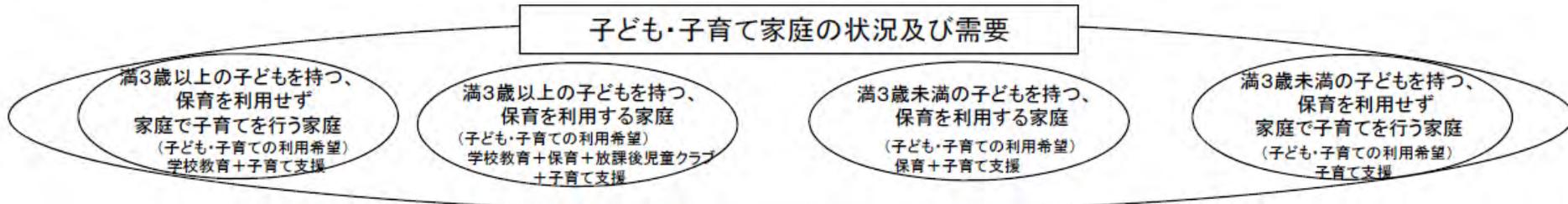


市町村子ども・子育て支援事業計画における、 地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項 の一部任意化

令和5年6月
仙台市

市町村子ども・子育て支援事業計画の概要(1/2)

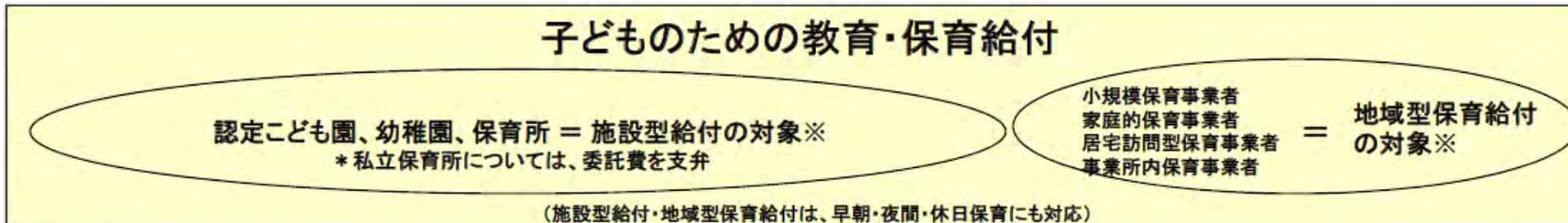
○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

内閣府ホームページ
資料より引用

市町村子ども・子育て支援事業計画の概要(2/2)

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

支障事例(1/4)

手引きP.5より引用

図表1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

●各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下、手引きという）に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。

2

●「幼児期の教育・保育」（右図表1の対象事業1～3）や「放課後児童健全育成事業」（右図表1の対象事業5）といった、児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い「量の見込み」を立てることが可能。

●一方で、「その他の事業（右図表1の対象事業4、6～11）」は、個人の利用意向等に左右される部分が大きいため、一定の精度をもった「量の見込み」を算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難。

支障事例(2/4)

●実務的には、「その他の事業」については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況となっている。

単位:か所数

年度(当初)		R2年度当初(参考) (R元年度実績)	R3年度当初 (R2年度実績)	R4年度当初 (R3年度実績)	R5年度当初 (R4年度実績)	R6年度当初 (R5年度実績)	R7年度当初 (R6年度実績)
事業計画	量の見込み	/	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	確保方策		18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
23 実績	確保実績	18か所	18か所	18か所			
	のびすく子育て コーディネーター 利用者数	1,462人日	2,140人日	2,579人日			
	保育サービス 相談員 利用者数	9,867人日	9,642人日	9,140人日			
	母子保健 コーディネーター 利用者数	※母子保健コーディネーターは、利用者支援事業以外の相談も複合的に受けており、本事業のみの利用者数を抜き出すことができない					

令和3年度地域子ども・子育て支援事業実績報告資料
(仙台市子ども・子育て会議資料)より引用

例 利用者支援事業

手引きでは、「量の見込み」の設定方法について、「…(中略)子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。」と示されている。

当市の場合、効率的かつ効果的な事業運営を図るため、各区役所、子育てふれあいプラザ等の拠点となる施設で実施しており、計画に定める「量の見込み」及び確保方策は左表のようになる。

相談件数の実績や相談ニーズの変化に対しては、実施施設数の拡充ではなく、相談員の増員や支援体制の充実(オンラインによる支援の開始等)など、ソフト面の体制強化に取り組むこととしていることから、箇所数の設定にはあまり意味がない。

支障事例(3/4)

単位: 延べ人数(人日)

年度(当初)		R2年度当初(参考) (R元年度実績)	R3年度当初 (R2年度実績)	R4年度当初 (R3年度実績)	R5年度当初 (R4年度実績)	R6年度当初 (R5年度実績)	R7年度当初 (R6年度実績)
事業計画	量の見込み	/	2,492人日	2,530人日	2,569人日	2,530人日	2,481人日
	確保方策		2,492人日	2,530人日	2,569人日	2,530人日	2,481人日
	(実施か所数)		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
24 実績	延べ利用者数	2,155人日	674人日	1,409人日			
	供給可能量 (確保実績)	2,155人日	674人日	1,409人日			
	(実施か所数)	6か所	6か所	6か所			
	(備考) 利用実人数	1,545人	460人	980人			

例 病児・病後児保育事業

病気又は病気の回復期にあって集団保育が困難であり、家庭で育児を行うことが困難な子どもを日中専用の部屋で保育する事業であり、保護者にとって、いざというときに子どもを預かってもらえるという安心感を得ることができる事業である。そのため、利用の意向を確認すれば、利用したいという意思を示す保護者が多く、推計値としては高く出る可能性が高い。

しかしながら、体調不良の子どもがどのくらい発生し、また、実際に使用するかについては予測が極めて困難であることから、推計値により環境整備を進めることは現実的ではなく、利用実績や域内の配置バランス等を踏まえて整備計画を立てていくべき事業であり、事業計画の必要性が希薄化している。

令和3年度地域子ども・子育て支援事業実績報告資料
(仙台市子ども・子育て会議資料)より引用

支障事例(4/4)

●地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出は、明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状。

25

パブリックコメント
の実施

子ども・子育て会議
の開催(数回)

利用意向調査票の
設問検討、調査実施

利用意向調査の回答の
集計・分析作業

関係団体への説明

11項目すべての量の見込み、
確保方策の算出作業

庁内調整

市議会等への
報告

計画策定担当者と各事業担当者との
数回にわたる綿密な確認作業



提案内容と制度改革による効果

提案内容

手引きにおいて「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、「量の見込み」の算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。

26



制度改革による効果

計画策定にかかる市町村の事務負担が軽減され、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに注力することが可能となる。